

農業第 385 号
平成 29 年 9 月 25 日

事務連絡
平成 29 年 9 月 22 日

市町村農業委員会会長 様

新潟県農林水産部農業総務課長
(公 印 省 略)

新潟県農林水産部農業総務課長 殿

北陸農政局経営・事業支援部
農地政策推進課長

農業委員会の活動による担い手への農地集積面積の確認方法について (通知)

このことについて、平成 29 年 9 月 22 日付けで北陸農政局経営・事業支援部農地政策推進課長より、別紙のとおり通知がありましたので、送付します。

農業委員会の活動による担い手への農地集積面積の確認方法について

日頃より農林水産行政の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
さて、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、平成 28 年度から「農地利用最適化交付金」が措置されたところです。
こうした中で、当該交付金の対象となる担い手への農地集積面積については、平成 29 年度から、農業委員会の活動によることが確認された農地集積面積に限りその対象とすることとしているところです。
今般、当該交付金の対象となる担い手への農地集積面積の確認方法について、経営局農地政策課から別添のとおり通知がありましたのでご了知頂くとともに、関係機関・団体が連携して適切な確認作業が行われるよう、ご指導、ご協力をお願い致します。
併せて、このことについて、貴県から管内市町村に対し通知願います。

新潟県農林水産部農業総務課
団体指導検査室指導第 2 係
担 当：白井
電 話：025-285-5511 (内線 2868)
F A X：025-285-9452
メー ル：shirai.yasuyuki@pref.niigata.lg.jp

事務連絡
平成29年9月22日

各地方農政局 経営・事業支援部農地政策推進課長 殿

経営局農地政策課
経営専門官（農業委員会G担当）

農業委員会の活動による担い手への農地集積面積の確認方法について

常日頃、農業委員会制度について、御理解・御協力いただき感謝申し上げます。
さて、平成28年4月に農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進が農業委員会の最も重要な必須業務に位置付けられるとともに、新たに農地利用最適化推進委員が新設されたところです。

また、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、平成28年度から「農地利用最適化交付金」を措置したところです。

こうした中で、当該交付金の対象となる担い手への農地集積面積については、平成29年度から、農業委員会の活動によることが確認された農地集積面積に限りその対象とすることとなりました。

これにより、農業委員会では、担い手への農地集積の活動についても、その成果を自ら確認し、評価を行い、次の活動につなげていくことが可能となります。

具体的な確認方法については、別紙のとおりです。

つきましては、貴局から、管内都府県を通じて管内市町村に対し通知するとともに、関係機関・団体が連携して適切な確認作業が行われるよう、御指導、御協力をお願いいたします。

なお、関係機関・団体に対しては、別添写しのとおり通知していますので御了解願います。

事務連絡
平成29年9月22日

全国農業委員会ネットワーク機構 農地・組織対策部長 殿

農林水産省経営局農地政策課
経営専門官（農業委員会G担当）

農業委員会の活動による担い手への農地集積面積の確認方法について

常日頃、農業委員会制度について、御理解・御協力いただき感謝申し上げます。
さて、平成28年4月に農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進が農業委員会の最も重要な必須業務に位置付けられるとともに、新たに農地利用最適化推進委員が新設されたところです。

また、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、平成28年度から「農地利用最適化交付金」を措置したところです。

こうした中で、当該交付金の対象となる担い手への農地集積面積については、平成29年度から、農業委員会の活動によることが確認された農地集積面積に限りその対象とすることとなりました。

これにより、農業委員会では、担い手への農地集積の活動についても、その成果を自ら確認し、評価を行い、次の活動につなげていくことが可能となります。

具体的な確認方法については、別紙のとおりです。

つきましては、貴機構から、都道府県農業委員会ネットワーク機構を通じて農業委員会に対し通知するとともに、関係機関・団体が連携して適切な確認作業が行われるよう、御指導、御協力をお願いいたします。

なお、関係機関・団体に対しては、別添写しのとおり通知していますので御了解願います。

(別紙)

農業委員会の活動による担い手への農地集積面積の確認方法について

1 「農業委員会の活動による成果であることを示す資料」について

(1) 「農地利用最適化交付金事業実施要綱」(平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)の第7の(2)に規定された「農業委員会の活動による成果であることを示す資料」については、農地の権利移動が行われる際に必要な資料又は関係書類全般が対象となり得ますが、一般的に想定されるものは次に掲げる資料となります。

- ① 担い手への農地利用の集積に係る成果実績を明らかにする様式(農業委員会が担当農業委員等氏名欄を設けた様式)を作成し、当該農地の出し手や受け手に書面で確認した資料
- ② 担当農業委員等氏名欄を設け、その氏名を農地の出し手や受け手に確認した農地利用集積計画の各筆明細書(申出書等)
- ③ 農地法第3条の規定に基づく権利移動の許可を受ける際に、申請者である当該農地の出し手や受け手に確認した書面

(2) 農地利用最適化交付金の「成果実績に応じた交付金」における担い手への農地集積については、平成29年度から、上記(1)により確認した農業委員会の活動による農地集積面積(事業実施年の1月から12月末までのいわゆるフローの農地集積面積)に限られます。

2 関係機関・団体との連携

上記1の(1)のうち、①及び③の資料による確認については、農業委員会と出し手や受け手で完結する確認方法である一方、②の資料による確認については、市町村が農地利用集積計画の各筆明細書(申出書等)の取りまとめ主体であること、また、農地利用集積円滑化団体である市町村、市町村農業公社、農業協同組合等が、農業委員会とともに農地の利用集積を担う場合があることから、各関係機関・団体との連携については、次の方法により実施する必要があります。

(1) 農業委員会事務局は、市町村、市町村農業公社、農業協同組合等の担当者に対して、農用地利用集積計画の各筆明細書(申出書等)に予め担当農業委員等氏名欄を設けてもらうこと、農業委員会事務局に出し手等の押印を求める日時と該当農業者名等を連絡することを依頼してください。

(2) 農業委員会事務局は、当該地区担当の推進委員(又は農業委員)に連絡の上、押印の際に同行(又は同席)するよう連絡してください。

(3) 委員等は、予め農用地利用集積計画の各筆明細書(申出書等)の担当農業委員等氏名欄に、自身の氏名を記入した上で、市町村、市町村農業公社、農業協同組合等が出し手等に押印していただく際に、同行(又は同席)し、自身が当該地区の農地利用の最適化の業務を担っている旨の説明を行い、今回の趣旨を踏まえて押印していただくように努めてください。

このような業務を担っていただく上でも、日頃から、戸別訪問等現場活動を重ねることが重要になってくると考えています。

3 「農業委員会の活動による農地集積面積」の考え方について

(1) 農地の出し手等が、①農業委員会(農業委員又は推進委員)の活動によって利用集積されたことを確認し、②新規か否かにかかわらず、担い手へ利用集積された農地をいいます。

一方、農業委員会の活動により農地を貸し付けた場合であっても、担い手でない者に貸し付けた場合には「農業委員会の活動による農地集積面積」ではありません。

(2) 農地中間管理機構を活用して、農地の利用集積が行われた場合は、農地が出し手から農地中間管理機構に貸し付けられた段階で、農地中間管理機構から担い手へ転貸されていない場合でも「農業委員会の活動による農地集積面積」として取り扱うこととします。

また、出し手から農地利用集積円滑化団体に貸し付けられた農地も、原則として担い手に貸付け等を行うことから、「農業委員会の活動による農地集積面積」として取り扱うこととします。ただし、出し手の希望を受けて非担い手に貸付け等を行う場合もあることから、その場合は「農業委員会の活動による農地集積面積」として取り扱うことはできません。

(3) なお、出し手又は受け手のいずれか一方から、農業委員又は推進委員の成果であることの確認が取れれば、「農業委員会の活動による農地集積面積」として捉えて差し支えありません。

農地利用最適化交付金に係るQ & A

農林水産省経営局農地政策課

このQ&A集は、これまで開催したブロック説明会での質問や、地方農政局等に寄せられた質問を基に構成しています。今後は、必要に応じて随時更新していく予定です。

(平成29年7月7日現在)

【総論】

問1 農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）に報酬を支給する際に、農地利用最適化交付金の配分額のみで、これまでの市町村負担分を減らしても良いですか。

(答)

新制度に移行した農業委員会の農業委員及び推進委員の報酬は、平成26年6月の政府・与党取りまとめにおいて、農業委員が責任ある判断ができるよう水準の引上げを検討することとされ、これを受けて、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進することを目的として農地利用最適化交付金を創設したところです。

本交付金の趣旨を踏まえ、農業委員及び推進委員に対する報酬の上乗せ措置を条例等に適切に反映した上で活用してください。

問2 市町村は、農地利用最適化交付金については、「活動実績に応じた交付金」・「成果実績に応じた交付金」ともに、農業委員や推進委員の活動状況や成果にかかわらず一律に支給しても構わないですか。また、どのような基準に基づいて支給すれば良いですか。

(答)

国は、都道府県に対し、その活動や成果の実績を指標として農地利用最適化交付金を交付することとなります。都道府県は国の配分基準に準じて（又は都道府県が別に定めた場合は、その配分基準に基づき）市町村に交付することとなります。市町村においても、国の（都道府県が別に定めた）配分基準の考え方及び報酬が勤務に対する反対給付であることを踏まえ、農業委員及び推進委員の活動日数等に基づいて支給していただくことが基本と考えます。

なお、個々の農業委員や推進委員の活動日数等に基づいて支給する報酬に較差を付けるほどの差がないと市町村において判断されるのであれば、結果として、一律に支給されることも有り得と考えます。

問3 実施計画よりも著しく活動実績が伴わない農業委員や推進委員の農地利用最適化交付金の扱いについてはどうすれば良いですか。全く活動を行わない農業委員や推進委員に支給せずに、活動日数等が多い農業委員や推進委員にその分を支給することは可能ですか。

(答)

農地利用最適化交付金は、農業委員会の農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて交付するものであり、市町村の条例等において定めがあれば、全く活動を行わない農業委員や推進委員に対して本交付金を支給せず、活動日数等が多い農業委員や推進委員に多く支給することも可能であると考えます。

問4 市街化区域や中山間地域に農地が多い農業委員会は、担い手への農地集積が難しいため、成果実績に応じた交付金の配分に当たっては不利ではないですか。

(答)

「成果実績に応じた交付金」の配分に当たっては、他市町村との比較によってではなく、実施要綱に沿って算出される市町村毎の農地集積率及び遊休農地率の目標に対する達成度によって算出されるものとなっており、各地域で頑張れば頑張るほど配分額も大きくなる仕組みとなっています。

問5 中山間地域に農地が多いなど、実際に最適化活動を最も行わなければならない市町村ほど「成果実績に応じた交付金」がもらいにくいのではないですか。

(答)

平地に比べて中山間地域での農地集積や遊休農地の発生防止・解消が難しいことは承知していますが、農業者の高齢化や遊休農地の実情を踏まえれば、中山間地域においても、農地を農地として有効に利用していくことの必要性は変わるものではなく、農業委員会が農地利用の最適化を進めることは重要です。中山間地域であっても農地中間管理機構等とも連携して成果をあげている地域もあることから、これらも参考に、農地利用の最適化に向けた取組を進めてください。

問6 すでに農地集積率が高いなど、農地利用の最適化をある程度実現している市町村では「成果実績に応じた交付金」がもらいにくいのではないですか。

(答)

「成果実績に応じた交付金」については、例えばすでに農地集積が進んでいる市町村においては、その水準を維持した場合には、一定の評価を行っていることから、農業委員会に対するインセンティブが損なわれることはないと考えています。

問7 適切な報酬水準を国が示すことはあるのか。農業委員と推進委員の報酬水準に差を設けるべきですか。

(答)

国として水準を示すことは考えていません。

また、農業委員と推進委員の報酬は勤務に対する反対給付としての性格を持つものであり、農業委員と推進委員の勤務内容等に鑑み、適切な水準となるよう判断して下さい。なお、農業委員と推進委員の間に上下関係はなく、農業委員か推進委員かの違いをもって報酬に差が生じることは想定していません。

【成果実績の把握】

問8 農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）が平成29年3月に改正されましたが、その改正内容を教えてください。

(答)

平成29年3月の主な改正内容は、以下のとおりです。

- ① 成果実績に応じた交付金に係る担い手への農地集積の評価の際に、農業委員会の活動等による新規集積面積の実績を踏まえ、改正前の事業実施要綱の「単年度集積目標面積」に0.5を乗じて得た面積を新たに「単年度集積基準面積」とすること
- ② 平成28年度までは、農地集積面積については、事業実施前年度の12月末時点の農地集積面積から事業実施年度の12月末時点の農地集積面積の増加分(いわゆる「ストックの差分の農地集積面積」)により算出する方法から、29年度からは、事業実施年の1月から12月末までの農業委員会の活動による農地集積面積(いわゆる「フローの農地集積面積」)を成果として取り扱う方法に見直すこと
- ③ さらに、農業委員会の活動による農地集積面積の把握に際しては、農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理すること

問9 実施要綱第7の(2)に「農業委員会の活動による成果であることを示す資料」とあるが、具体的にはどのような資料を想定していますか。

(答)

例えば、

- ① 担い手への農地利用の集積に係る成果実績を明らかにする様式を作成し、当該農地の出し手等に書面で確認していただいた書面、
- ② 担当農業委員等氏名欄を設け、その氏名を農地の出し手等に確認していただいた農用地利用集積計画の各筆明細書(申出書等)、
- ③ 農地法3条の規定に基づく権利移動の許可の際に、申請者である当該農地の出し手等に確認していただいた書面などを想定しています。

問10 農用地利用集積計画の各筆明細書（申出書等）を「農業委員会の活動による成果であることを示す資料」として活用する場合、農用地利用集積計画の各筆明細書（申出書等）に、農業委員等氏名欄を設けてもいいですか。

（答）

農地の出し手等に農業委員会の活動による成果であることを確認し、事業手続きを円滑に行うためのものであることから、農用地利用集積計画の各筆明細書（申出書等）に、農業委員等氏名欄を設けても問題ありません。したがって、農地の権利移動等に何ら影響が出るものではありません。

なお、農用地利用集積計画を公告する際には、担当農業委員等氏名欄を公告する必要はありません。

問11 具体的には、どのような農地を「農業委員会の活動による農地集積面積」と取り扱えばいいのですか。

（答）

「農業委員会の活動による農地集積面積」は、農地の出し手等が、①農業委員会（農業委員又は推進委員）の活動によって利用集積されたことを確認し、②新規か否かに関わらず、担い手へ利用集積された農地をいいます。

一方、農業委員会の活動により農地を貸し付けた場合であっても担い手でない者に貸し付けた場合には「農業委員会の活動による農地集積面積」ではありません。

問12 農地中間管理機構を活用して、農地の利用集積が行われた場合は、どのように取り扱ったらよいですか。

（答）

農地が出し手から農地中間管理機構に貸し付けられた段階で、農地中間管理機構から担い手へ転貸されていなくても「農業委員会の活動による農地集積面積」として取り扱うこととします。

なお、出し手から農地利用集積円滑化団体に貸付けられた農地は、出し手の希望を受けて農地を非担い手である者に貸付け等を行う場合があることから、その段階では、「農業委員会の活動による農地集積面積」として取り扱うことはできません。

問13 実施要綱第7の（2）の「農業委員会の活動による農地集積面積」については、事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の12月末日までの期間における農業委員会の活動による成果として担い手へ利用集積された農地の面積であるが、本Q&Aが発出される以前に、担い手へ利用集積された農地の面積については、どのように把握・確認すればよいですか。

（答）

本Q&Aによる運用が開始されるまでの期間（平成29年度に新制度に移行する農業委員会にあっては当該移行日から本Q&Aによる運用が開始される日までの期間、平成28年度に新制度に移行した農業委員会にあっては平成29年1月1日から本Q&Aによる運用が開始される日までの期間）については、当該期間における担い手へ利用集積された農地の面積の全てを実施要綱第7の（2）の「農業委員会の活動による農地集積面積」とします。

問14 農用地利用集積計画の各筆明細書（申出書等）への同意の押印は、JAや市町村公社等の担当者が戸別訪問等により対応しているが、農用地利用集積計画の各筆明細書（申出書等）を「農業委員会の活動による成果であることを示す資料」として取り扱う場合には、農業委員会はJAや市町村公社等の関係機関と具体的にどのような調整を行えばいいですか。

（答）

具体的には、以下のような方法が考えられます。

- ① 農業委員会事務局は、JA・市町村公社等の担当者に、農用地利用集積計画の各筆明細書（申出書等）に予め担当農業委員等氏名欄を設けてもらうこと（※1）や農用地利用集積計画の各筆明細書（申出書等）に出し手等の押印を求める際には農業委員会事務局に対し、該当の農業者名や日時等について連絡いただくよう依頼します。
- ② 農業委員会事務局は、当該地区担当の推進委員（あるいは農業委員）に連絡の上、押印の際に同行（又は同席）するよう連絡します。
- ③ 委員等は、予め農用地利用集積計画の各筆明細書（申出書等）の担当農業委員等氏名欄に、自身の氏名を記入させていただいた上で、出し手等に押印していただく際には、自身が当該地区の農地利用の最適化の業務を担っている旨の説明を行い、今回の趣旨を踏まえて押印していただくように努めて下さい。

なお、今回の農業委員会の活動による農地集積の把握方法については、農業委員会ネットワーク機構から、各農業委員会に対して当該方法の周知徹底をしてもらうこととしています。

問15 農用地利用集積計画の各筆明細書（申出書等）を「農業委員会の活動による成果であることを示す資料」として取り扱う場合は、出し手又は受け手のいずれか一方から、農業委員又は推進委員の成果であることの確認が取れればよいですか。

（答）

出し手又は受け手のいずれか一方から、農業委員又は推進委員の成果であることの確認が取れれば、「農業委員会の活動による農地集積面積」として捉えて差し支えありません。

【報酬条例の整備】

問16 どのような報酬条例であれば良いですか。

（答）

「農地利用最適化交付金に係る報酬条例の手当について」（28経営第2246号平成28年12月13日付け農林水産省経営局農地政策課長通知。）の本文や、当該通知に並行してお示したQ&A（本資料問18以降に同一の問を再掲載）を参考にしてください。

問17 市町村において、条例で農業委員については報酬を定額とし、推進委員の報酬については活動実績や成果実績に応じて市町村長が別に定めることは可能ですか。

（答）

農地利用最適化交付金は、農地利用の最適化に向けた活動実績及び成果実績に応じて市町村に交付するものであることから、「活動実績に応じた交付金」については現に活動した者に対して、「成果実績に応じた交付金」については農地集積の促進及び遊休農地の改善に寄与した者に対して、その活動日数等に応じて適切に支給してください。

なお、質問のようなケースは、農業委員が現場活動を全く行わないのであれば可能であるが、先般の法改正は農業委員と推進委員の主な役割を示したものであり、全く行わないことは想定していません。また、仮に農地利用最適化交付金の支給を受けないからといって報酬が従前の水準を下回ることは適切ではありません。

【「農地利用最適化交付金に係る報酬条例の手当について」関係】

（12月13日発出の通知Q&Aと同一）

問18 「農地利用最適化交付金に係る報酬条例の手当について」（28経営第2246号平成28年12月13日付け農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「本通知」という。）の別紙の条例案では、「月額〇円以内で、市長が別に定める額」とあるが、月額以外の条例の定め方はできませんか。

（答）

本通知でお示した条例案については、農地利用最適化交付金（以下「本交付金」という。）を反映した報酬を支給するための参考として、お示ししているものです。本交付金が確実に報酬に反映されるのであれば、この条例案によらず、地域の実情に応じて、例え

ば、年額で報酬額を定めることも考えられますが、その際にも、地方自治法203条の2との整合性に御留意の上、適切な条例を定めてください。

問19 本通知の条例案では報酬の上限額を示しているが、例えば、報酬のうち基礎的な報酬と報酬の一部を分けて、条例案を定めることはできますか。

(答)

報酬のうち、基礎的な報酬額と報酬の一部の額を市長が別に定める額として、条例に定めることも考えられます。

【例：月額（又は年額）〇円に、月額（又は年額）〇円以内で市長が別に定める額を加算した額】

この場合であっても、地方自治法203条の2との整合性に御留意の上、適切な条例を定めてください。

問20 本交付金を報酬として支給する場合に、規則等でどのように定めればよいですか。

(答)

本交付金の交付額については、規則等において、各委員の活動日数等に基づいて支給する報酬を定めることが適当です。この場合、委員の活動日数等に応じて差をつけた区分により、支給する方法等が考えられ、具体的には、規則等で以下のように定めることが考えられます。

なお、年度末で当該規則等を改正し額を変更した場合、当該改正について年度当初より遡及適用することが必要となる場合もあるので御留意ください。

第〇条 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例第A条に基づく別表の農業委員会の会長、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員」という。）の報酬額について、市長が別に定める額は、次の各号の額とする。

1 月額 〇万円

2 次の算定式で得られる額

$$\left(\text{農地利用最適化交付金の交付金額} \right) \div \left(\text{委員人数} \right) \times \left(\text{別表に掲げる係数} \right) \div \left(12 \text{ヶ月} \right) ※$$

※月額以外の場合は支給単位に応じた適当な値

(別表)

委員の活動日数区分 (例)	係数 (例)
委員の中で、上位3分の1であるもの	1.3
委員の中で、上位3分の1及び下位3分の1以外のもの	1.0
委員の中で、下位3分の1であるもの	0.7

※ 別表の活動日数区分や係数については、市町村の実情を踏まえて決定してください。

問21 本交付金が当初の予想以上に交付され、それを報酬に反映した場合、条例の上限額を超えてしまうケースも想定されますが、条例上の上限額はどのように定めればよいのですか。

(答)

本交付金については、各市町村に配分される額の確定が2月上旬になると見込まれますが、その際、条例上の上限があることにより、本交付金が委員の報酬に十分反映されないこととなるのは適切でないと考えられます。

このような事態を避ける方法として、条例上の上限額を、本交付金が交付される最高額（農地集積・遊休農地の発生防止の目標達成度が130%以上の場合）（農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）別添（第3関係）参照）と想定した上で、その場合に委員の報酬として支給される最高額とすることが考えられます。例えば、本通知の別紙にならって条例を定めた場合は、以下で算定された額（83,578円）が条例で定める上限額となります。ただし、条例で定める上限額が、規則等で定められ実際に報酬として支給される額と乖離が生じる可能性があることに、留意する必要があります。

上限額 = 25,000円※1 + 6,000円※2 + (14,000円※3 × 26点※4 ÷ 9点※5 × 1.3※6)

- ※1 基礎的な報酬額（月額）（仮に、従前の報酬額が月額25,000円であった場合）
- ※2 活動実績に応じた交付金の額
- ※3 成果実績に応じた交付金の額
- ※4 農地集積・遊休農地の発生防止の目標達成度130%以上の評価点
- ※5 要綱で定めた値
- ※6 規則等で定める活動日数（最大）に係る係数

また、目標達成度をあらかじめ見込んだ上で、その達成時に交付される額を推計し条例上の上限とすることなども考えられます。この場合、目標達成度が想定を上回り、条例上の上限では委員の報酬に十分反映できないケースが生じる可能性がありますので、秋頃までの農地集積・遊休農地の発生防止の実績等を踏まえ、仮にそのような事態が発生することが見込れる場合は年度内に条例を改正するなど、所要の措置が必要となります。

以上の点も勘案した上で、市町村の実情を踏まえた適切な上限額を定めてください。

問22 今後は、「農業委員会の適切な新制度への移行について」（平成28年7月27日付け28経営第1178号農林水産省経営局農地政策課長通知）の別紙の条例案ではなく、本通知の条例案を参考に条例を定めればよいのですか。

(答)

「農業委員会の適切な新制度への移行について」の別紙で示した条例案では、自治体における既存の規定ぶりも参考に示したものですが、今後は、地方自治法における規定との整合性をより確保した本通知の条例案を参考に、条例を定めていただくようお願いします。